

袋井市平面図（編集）18



13	14	15
17	18	19
21	22	23

56-1	56-2
56-3	56-4

18

行政區画



記 5

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅶ(Ⅱ)座標系
投影は横メルカトル図法
図9.3に示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

袋井市

計画機関 袋 井 市
作業機関 フ ジ ヤ マ

「著作権所有兼発行者 袋井市 許可なく複製を禁ずる」